

広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱

(昭和62年11月1日施行・平成27年6月29日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る契約その他の契約（以下「本市発注契約」という。）から暴力団等を排除するために必要な措置等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「暴力団」とは、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

2 この要綱において「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者（以下「被公表者」という。）

3 この要綱において「暴力団経営支配法人等」とは、事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。第8項において同じ。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）で、暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

4 この要綱において「被公表者経営支配法人等」とは、事業者で、被公表者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

5 この要綱において「暴力団関係者」とは、次のいずれかに該当する者（前各項に該当する者を除く。）をいう。

(1) 個人である有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団員等である場合に該当する有資格業者の役員等を任用し、又は雇用する有資格業者

(2) 次に規定する場合のいずれかに該当する有資格業者

ア 有資格業者が、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等を雇用し、又は使用している場合（暴力団員等を役員等として雇用している場合を除く。）

イ 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を得る目的で、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている場合

ウ 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等若しくはこれらの者が指定する者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供し、若しくは便宜を供与し、又は暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、若しくはこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に、暴力団の活動を助長し、若しくは暴力団を利することとなり、又は暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与することとなる行為をしている場合

エ 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をししばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的及び儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

オ その他有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている場合

カ 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなることを知りながら、次の(ア)から(オ)までに掲げる者に該当するものを利用し、又は当該者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供し、若しくは便宜を供与している場合

- (ア) 暴力団経営支配法人等
 - (イ) 被公表者経営支配法人等
 - (ウ) 被公表者を役員等として任用し、又は雇用する事業者
 - (エ) 第2号アからオまでに規定する場合のいずれかに該当する有資格業者又は有資格業者の役員等（当該役員等を任用し、又は雇用する有資格業者を含む。キの(ア)において同じ。）
 - (オ) 第2号アからオまでの規定中「有資格業者」とあるのは、「有資格業者でない事業者」と読み替えた場合におけるこれらに規定する場合のいずれかに該当する有資格業者でない事業者若しくは有資格業者でない事業者の役員等（当該役員等を任用し、又は雇用する有資格業者でない事業者を含む。キの(ア)において同じ。）
- キ 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなることを知りながら、次の(ア)又は(イ)に掲げる者に該当するものを利用し、又は当該者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供し、若しくは便宜を供与している場合
- (ア) カの規定により暴力団関係者に該当することとなる有資格業者若しくは有資格業者の役員等又は有資格業者でない事業者若しくは有資格業者でない事業者の役員等
 - (イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなることを知りながら、(ア)に掲げる者に該当するものに連鎖して、その連鎖に係る者を利用し、又は当該者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供し、若しくは便宜を供与している有資格業者若しくは有資格業者の役員等（当該役員等を任用し、又は雇用する有資格業者を含む。）又は有資格業者でない事業者若しくは有資格業者でない事業者の役員等（当該役員等を任用し、又は雇用する有資格業者でない事業者を含む。）
- (3) 前号のアからキに規定する場合のいずれかに該当する有資格業者の役員等及び当該役員等を任用し、又は雇用する有資格業者
 - (4) 被公表者を役員等として任用し、又は雇用する事業者（第1号又は前号に該当する事業者を除く。）
 - (5) 第2号のカの(オ)に該当し、又は同号のキの規定（キの(ア)及び(イ)を除く。）中「有資格業者」とあるのは、「有資格業者でない事業者」と読み替えた場合における同号のキに規定する場合に該当する有資格業者でない事業者
 - (6) 第2号のカの(オ)に該当し、又は同号のキの規定（キの(ア)及び(イ)を除く。）中「有資格業者」とあるのは、「有資格業者でない事業者」と読み替えた場合における同号のキに規定する場合に該当する有資格業者でない事業者の役員等及び当該役員等を任用し、又は雇用する有資格業者でない事業者（第4号に該当する事業者を除く。）
- 6 この要綱において「暴力団等」とは、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、被公表者経営支配法人等及び暴力団関係者のほか、不当介入を行う全ての者をいう。
- 7 この要綱において「不当介入」とは、本市発注契約の相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる本市発注契約の履行に関する不当な要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不当な行為等で、本市発注契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。
- 8 この要綱において「役員等」とは、法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）若しくは事業を営む個人の支配人（建設業法（昭和24年法律第100号）第5条第4号に掲げる支配人をいう。）又は事業者の支店若しくは営業所（常時請負等の契約を締結する営業所をいう。）を代表

する者をいう。

- 9 この要綱において「有資格業者」とは、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第3条第1項の規定により定める本市の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる資格又は広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第3条第1項に規定する登録資格を有すると市長が認定している事業者をいう。

（警察等捜査機関からの通報等に伴う対応）

第3条 市長は、警察等捜査機関からの通報等に基づき、有資格業者又は有資格業者の役員等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項第3号に該当すると認めたときは、広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成8年7月1日施行。以下「建設工事入札取扱要綱」という。）第11条第1項（この規定に類する建設工事入札取扱要綱以外の本市の要綱等の規定又はこの規定に準じ、又はその例によることとされる場合も含む。）の規定により、当該有資格業者の競争入札参加資格を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項に該当する場合を除き、同項の通報等に基づき、有資格業者又は有資格業者の役員等が広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）別表第23号のアからケまでのいずれかに該当すると認めたときは、当該有資格業者に対し、同要綱第2条第1項又は第3条（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）の規定による指名停止の措置を講ずるものとする。

（関係官公庁等からの情報入手に伴う対応）

第4条 市長は、警察等捜査機関以外の関係官公庁その他の機関等から入手した情報に基づき、有資格業者又は有資格業者の役員等が前条第1項又は第2項に該当すると見込まれるときは、警察等捜査機関に対して当該情報に係る事実の真否につき、確認を行うものとする。

- 2 前項の確認の結果、前条第1項又は第2項に該当すると認めた場合には、市長は、前条第1項又は第2項の規定の例により、当該有資格業者に対し、競争入札参加資格を取り消し、又は指名停止の措置を講ずるものとする。

（受注者である有資格業者が暴力団員等である場合の対応）

第5条 第3条第1項の通報等又は前条第2項の確認の結果により、受注者である有資格業者に建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号、第10号（同条第9号に係る部分に限る。）、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）又は第13号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると疑うに足る事実があるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条の規定に基づき、当該有資格業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる地域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

（下請契約等に係る制限等の対応）

第6条 市長は、前3条に掲げる対応のほか、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、被公表者経営支配法人等及び暴力団関係者が、次に掲げる者として選定されることがないよう、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 本市発注契約に係る下請契約等（指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の当事者
- (2) 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。第8条第2項において同じ。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

（不当介入に対する措置）

第7条 市長は、受注者が本市発注契約の履行に当たって、暴力団等による不当介入を受けたときは、受注者にその旨を直ちに本市へ報告させるとともに、所轄の警察署に届け出さ

せるものとする。

- 2 市長は、受注者から前項の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、受注者に被害届を速やかに所轄の警察署に提出させるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定の適用に当たっては、機会あるごとに受注者を指導するものとする。
- 4 不当介入を受けたことにより、本市発注契約に係る契約期間の延長等の措置を行う場合には、受注者及び所轄の警察署との協議の内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(協議会の設置)

第8条 本市発注契約に関して、暴力団等が関与している旨の情報を入手した場合において、その対応について協議し、及び関係官公庁等との間の連絡調整等を行うため、広島市発注契約に係る暴力団等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 財政局契約部物品契約課長
- (2) 財政局契約部工事契約課長
- (3) 市民局市民安全推進課長
- (4) 都市整備局技術管理課長
- (5) 都市整備局技術管理課建築管理担当課長
- (6) 都市整備局営繕部営繕課長
- (7) 道路交通局道路部道路課長
- (8) 下水道局施設部管路課長
- (9) 中区役所建設部地域整備課長
- (10) 水道局財務課契約担当課長
- (11) 暴力団等である有資格業者が受注し、又は下請契約等若しくは資材、原材料等の売買その他の契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者となっている本市発注契約その他暴力団等が関与する本市発注契約の発注課及び依頼課の課長（これに準ずる者を含む。）

- 3 協議会に会長及び会長代理を置き、それぞれ財政局契約部工事契約課長、都市整備局技術管理課長をもって充てる。

- 4 会長は、会務を総理する。

- 5 協議会の事務局は、財政局契約部工事契約課に置く。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、警察等捜査機関及び関係官公庁等からの参加者を求め、意見を聞くことができる。

- 3 協議会は、警察等捜査機関と密接な連携のもとに運営するものとする。

(委任規定)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本市発注契約からの暴力団等を排除するために必要な措置等に関し必要な事項（協議会の運営に係る事項を除く。）にあつては財政局長が、協議会の運営に関し必要な事項にあつては会長が、それぞれ別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１５年６月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１５年７月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１６年４月７日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成１８年１１月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則
この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。